

令和5年度 第6回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年8月

魚沼市農業委員会

令和5年度第6回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名
欠席 3名 欠員 0名

(委員)

| 出 | 欠 | 席番 | 氏名 | 備考 |
|---|---|----|-----------|----|
| ○ | | 1 | 大塚 寛 | |
| ○ | | 2 | 貝瀬 正美 | |
| ○ | | 3 | 高橋 祐次 | |
| ○ | | 4 | 小岩 孝徳 | |
| ○ | | 5 | 蕪澤 芳子 | |
| ○ | | 6 | 井口 恒一郎 | |
| ○ | | 7 | 星 仁 右エ門 | |
| ○ | | 8 | 星 野 幸 夫 | |
| ○ | | 9 | 佐 藤 洋 一 | |
| ○ | | 10 | 浅 井 典 裕 | |
| ○ | | 11 | 小 幡 中 治 | |
| ○ | | 12 | 阿 達 正 | |
| ○ | | 13 | 吉 田 久 | |
| | ○ | 14 | 穴 沢 勝 也 | |
| | ○ | 15 | 櫻 井 信 夫 | |
| ○ | | 16 | 佐 藤 陽 二 | |
| ○ | | 17 | 瀧 澤 悟 | |
| | ○ | 18 | 桑 原 正 文 | |
| ○ | | 19 | 上 村 喜 久 雄 | |

(事務局)

| 出 | 欠 | 氏名 | 備考 |
|---|---|---------|----|
| | ○ | 斎 藤 勝 浩 | |
| ○ | | 森 山 玲 子 | |
| ○ | | 桑 原 剛 史 | |

令和5年度 第6回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年8月25日

| 日程 | 議案番号 | 付 議 事 件 |
|----|---|--|
| 1 | | 開会宣言 14 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告 |
| 2 | | 議事録署名委員の指名について 3 番 高橋 祐次 委員 6 番 井口 恒一郎 委員 |
| 3 | 報告第1号 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 4 | 議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 | 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 魚沼市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について 魚沼市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について |
| 5 | | その他 閉会宣言 15 時 20 分 |

令和5年度 第6回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第6回魚沼市農業委員会総会は、令和5年8月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（森山係長）

それでは時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号14番穴沢勝也委員、議席番号15番櫻井信夫委員、議席番号18番桑原正文委員の3名です。出席者数16名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第6回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局お願いいたします。

事務局（森山係長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

それでは、続きまして部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菝澤芳子委員）

第1部会では特にありません。

第2地区部会副部会長（井口恒一郎委員）

第2部会は報告はございません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会も報告する活動はございませんでした。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会も特に報告事項はございません。

広報部会会長（阿達正委員）

本日、10月10日に配布する農業委員会だよりの打ち合わせを行いました。これからあぜ道のつぶやきとか編集後記等で皆さんに原稿を依頼することがあると思いますが、その時はよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、報告事項、会務報告並びに部会報告がそれぞれありました。内容につきまして質問・ご意見等ありましたら、お願ひいたします。

（特になし）

特になしですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長から指名させていただきたいと思ひますが、一任させてもらってよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。議席番号3番高橋祐次委員及び議席番号6番井口恒一郎委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願ひいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は4件、12筆、11,801.00㎡の届出がありました。解約の理由は、第三者に権利設定、耕作不便なため、貸借人への贈与となっています。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきまして、事前配付ということで目を通していただけたかと思ひます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願ひいたします。

（特になし）

特になしですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の5ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は9件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。

整理番号6番は相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転贈与2件、使用貸借権設定1件です。

| | | | | |
|-------|------|-------|-------|-------------------------|
| 整理番号1 | 申請地 | ***** | 田ほか3筆 | 合計 828.4 m ² |
| | 譲渡人 | ***** | | |
| | 譲受人 | ***** | | |
| | 権利種別 | 所有権移転 | 贈与 | |

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、海外在住であるため、隣接する農地を所有している譲受人と、この度贈与の話がまとまったものです。譲受人は経験年数がありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

| | | | | |
|-------|-----|-------|--|--|
| 整理番号2 | 申請地 | ***** | | |
|-------|-----|-------|--|--|

譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外在住であり耕作できないため、以前より申請地を耕作していた譲受人と、この度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3番は、農業者年金受給に伴う使用貸借権再設定です。

以上、整理番号1番・2番・3番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号1番ですが、この件については前もって事務局から色々と相談受けており、話し合ってきました。8月に**さんが帰ってくるということで**さんと円満に贈与の話がまとまったということでほっとしております。特に問題なく田んぼになっております。以上です。

佐藤陽二委員

整理番号2番ですが、現地を8月21日に確認に行っていました。間違いなくお米の作付けがされておりましたし、たまたまその日には畦畔の草刈りなどを行っておりました。全く問題ないと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転贈与に関する整理番号1番・2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番・2番・3番について、異議なしと認め許可いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の9ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

| | | | | |
|-------|------|--|---|--------------------|
| 整理番号1 | 申請地 | ***** | 田 | 350 m ² |
| | 農地区分 | 農用地区域 | | |
| | 申請人 | ***** | | |
| | 申請概要 | 農機具格納庫1棟 | | |
| | 転用目的 | 農機具格納庫建築敷地 | | |
| | 判断理由 | 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため | | |

申請地は**地内の農地です。申請人は農機具格納庫が不足しており、申請地に農機具格納庫を建築して利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続いて地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星野幸夫委員

整理番号1番ですが、8月20日に申請者本人の立ち合いのもとで現場確認をいたしました。面積・位置については、事務局の説明に間違いはないと思われま。転用目的につきましても、申請者は認定農業者であり、農業経営面積の拡大に伴う農機具格納庫の建築のためであるということなので、許可に何の問題もないかと思われま。以上です。

議長（上村会長）

ただいま事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は10件です。

なお、整理番号6番から整理番号10番は土地の所有者が異なるため5件の申請になっておりますが、関連がありますので、一括して説明させていただきます。

| | | | | |
|-------|------|---|-------|-------------------------|
| 整理番号1 | 申請地 | ***** | 畑ほか4筆 | 合計 1,398 m ² |
| | 農地区分 | 第1種農地 | | |
| | 権利種別 | 使用貸借権設定 | | |
| | 貸付人 | ***** | | |
| | 借受人 | ***** | | |
| | 申請概要 | 農家住宅1棟、作業所1棟、農機具格納庫4棟、 車庫1棟 | | |
| | 転用目的 | 農家住宅、作業所、農機具格納庫及び車庫建築敷地 | | |
| | 判断理由 | 住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの | | |

申請地は**地内の農地です。借受人は大規模農家であり、父親所有である申請地に各建物を建築し利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

| | | | | |
|-------|------|--------------------------|----|--------------------|
| 整理番号2 | 申請地 | ***** | 田 | 148 m ² |
| | 農地区分 | 第3種農地 | | |
| | 権利種別 | 所有権移転 | 贈与 | |
| | 譲渡人 | ***** | | |
| | 譲受人 | ***** | | |
| | 申請概要 | 一般住宅敷地の拡張 | | |
| | 転用目的 | 一般住宅敷地 | | |
| | 判断理由 | 都市計画法に規定する用途地域が定められているため | | |

申請地は**地内の農地です。譲受人は自宅に隣接する申請地を取得し、冬期は雪捨て場に、冬期以外は花壇及び家庭菜園として利用するため申請があったものです。

| | | | | |
|-------|------|-------|-------|-----------------------|
| 整理番号3 | 申請地 | ***** | 田ほか1筆 | 合計 874 m ² |
| | 農地区分 | 第3種農地 | | |
| | 権利種別 | 所有権移転 | 売買 | |

譲渡人 *****
 譲受人 *****
 申請概要 集合住宅2階建1棟及び駐車場
 転用目的 集合住宅建築及び駐車場敷地
 判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
 申請地は**地内の農地です。譲受人は建築業を営んでおり、申請地を
 取得し、アパートを建築するため申請があったものです。

整理番号4 申請地 ***** 畑ほか1筆 合計 357 m²
 農地区分 第1種農地、農用区域
 権利種別 使用貸借権設定
 貸付人 *****
 借受人 *****
 申請概要 農作業所1棟
 転用目的 農作業所建築敷地
 判断理由 農業用施設のため
 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定
 する農用地利用計画において指定された用途に供する
 ため
 申請地は**地内の農地です。借受人は大規模農家であり、父親所有で
 ある申請地に農作業所を建築し利用するため申請があったものです。

整理番号5 申請地 ***** 畑ほか2筆 合計 5,599 m²
 農地区分 農用区域
 権利種別 賃借権設定
 貸付人 *****
 借受人 *****
 申請概要 砂利採取用地（一時転用）
 転用目的 砂利採取用地（一時転用）
 判断理由 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距
 離など、他の土地では代替がないため
 申請地は**地内の農地です。現在、周辺地域において砂利採取事業を
 実施しており、引き続き良質な砂利を採取するため、今回の申請があった
 ものです。なお、3,000 m²以上の農地転用に該当しますので、9月15日に
 開催されます第90回常設審議委員会に諮問することとなります。

整理番号6 申請地 *****の一部 田 36.6 m²
 農地区分 農用区域
 権利種別 賃借権設定
 貸付人 *****
 借受人 *****
 申請概要 送電設備立替工事用地（一時転用）
 転用目的 送電設備立替工事用地（一時転用）
 判断理由 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距
 離など、他の土地では代替がないため

| | | | | |
|---------|------|--|---------|------------------------|
| 整理番号 7 | 申請地 | *****の一部 | 田ほか 2 筆 | 合計 84.5 m ² |
| | 農地区分 | 農用地区域 | | |
| | 権利種別 | 賃借権設定 | | |
| | 貸付人 | ***** | | |
| | 借受人 | ***** | | |
| | 申請概要 | 送電設備立替工事用地（一時転用） | | |
| | 転用目的 | 送電設備立替工事用地（一時転用） | | |
| | 判断理由 | 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替がないため | | |
| 整理番号 8 | 申請地 | *****の一部 | 田ほか 1 筆 | 合計 72 m ² |
| | 農地区分 | 農用地区域 | | |
| | 権利種別 | 賃借権設定 | | |
| | 貸付人 | ***** | | |
| | 借受人 | ***** | | |
| | 申請概要 | 送電設備立替工事用地（一時転用） | | |
| | 転用目的 | 送電設備立替工事用地（一時転用） | | |
| | 判断理由 | 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替がないため | | |
| 整理番号 9 | 申請地 | *****の一部 | 田ほか 1 筆 | 合計 67 m ² |
| | 農地区分 | 農用地区域 | | |
| | 権利種別 | 賃借権設定 | | |
| | 貸付人 | ***** | | |
| | 借受人 | ***** | | |
| | 申請概要 | 送電設備立替工事用地（一時転用） | | |
| | 転用目的 | 送電設備立替工事用地（一時転用） | | |
| | 判断理由 | 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替がないため | | |
| 整理番号 10 | 申請地 | *****の一部 | 田ほか 2 筆 | 合計 36 m ² |
| | 農地区分 | 農用地区域 | | |
| | 権利種別 | 賃借権設定 | | |
| | 貸付人 | ***** | | |
| | 借受人 | ***** | | |
| | 申請概要 | 送電設備立替工事用地（一時転用） | | |
| | 転用目的 | 送電設備立替工事用地（一時転用） | | |
| | 判断理由 | 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替がないため | | |

申請地は**地内の農地です。東北電力の送電設備の立替工事に伴い、申請地を工事のため掘削土保管用地として使用するものです。なお、工事用地につきましては、転用許可不要ですので、こちらに載っていません、面積がこういった少ないことになっております。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第 3 号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明を願

いたします。

貝瀬正美委員

整理番号1番ですが、8月21日に清塚推進委員から現地確認をしてもらいました。申請書どおりで間違いがないことを確認しました。以上です。

阿達正委員

整理番号3番ですが、8月23日に*****と電話で連絡し、8月24日に現地に行って、今現在耕作している人と話し合ってきました。耕作しているのは、**さんと親戚関係にある人がやっています、**さんは高齢のため田んぼを手放したいということで*****と話しがまとまりアパートを建設するということになりました。周りと問題なく、今やっている人とも問題なく円満になっております。以上です。

小幡中治委員

整理番号6番から10番ですが、矢久保推進委員と現地確認を行いました。貸出人の各地権者に対して支障はない旨の確認を行いました。それから、一時転用でありますので、借受人の*****に電話ですが確認をさせていただきまして、利用後、農地に回復させるとの確認を行っています。以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行いますので、お願いいたします。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、関連があります整理番号6番、7番、8番、9番、10番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から10番まで、異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は1件、7筆、838.54㎡です。

| | | | | |
|-------|--------|---|-------|-----------|
| 整理番号1 | 申請地 | ***** | 畑ほか6筆 | 合計838.54㎡ |
| | 新地目 | 原野 | | |
| | 申請人 | ***** | | |
| | 非農地の原因 | 面積小、急傾斜、不整形。林野隣接の状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。 | | |

以上、現地の状況から変更に変更できるものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になさいますので、採決に入ります。議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

| | | |
|---------|----|--------------------------|
| 利用権（設定） | 件数 | 4件 |
| | 筆数 | 14筆 |
| | 面積 | 14,728.00 m ² |

| | | |
|-------|----|-----------------------|
| 所有権移転 | 件数 | 1件 |
| | 筆数 | 2筆 |
| | 面積 | 954.00 m ² |

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、20ページをご覧ください。

| | | |
|---------------------|-------|--------------------|
| 整理番号5-1 所有権を移転する農用地 | ***** | 田ほか1筆 |
| | 合計 | 954 m ² |
| 所有権を移転する者 | ***** | |
| 所有権の移転を受ける者 | ***** | |
| 所有権移転 売買 | 対価 | *****円 |

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定いたします。

魚沼市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号魚沼市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第6号魚沼市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正により、魚沼市農業委員会農地移動適正化あっせん基準を変更するものです。なお、今回審議を行う前に実施要領の5あっせん基準作成協議会の規定により、魚沼地域振興局、魚沼市、北魚沼農業協同組合、魚沼市土地改良区に対して、あっせん基準の変更案について意見聴取を実施し、協議会の書面開催を行っております。提出された意見書については、全ての関係機関及び関係団体から異議なしとの回答を得ていることを報告いたします。

それでは、22ページから25ページのあっせん基準であります。変更後の案となっております。26ページから新旧対照表で変更点をご説明いたしますので、そちらをご覧ください。右側が現行の基準で左側が改正案となっており、下線部分に変更箇所となります。

はじめに、農業経営強化促進法第19条第1項に規定する地域計画が法定化されたため、該当箇所について県からの改正文ひな形を魚沼市の基準に合わせて追加、削除、修正いたしました。

27ページ目になります。第2条の定義、5項から8項及び11項を削除し、9項・10項を繰り上げ、第6項となる常時従事者部分の法律条文変更に伴い、農地法第2条第3項第2号ニを同法ホに修正しています。また、第7号として農地中間管理機構について定義を追加しています。

次に、第4条農用地等の権利を取得させるべき者、第1項第2号から第5号を削除、第2号として地域計画の区域内においては、以下の基準を勘案し、あっせんにより権利を取得させるべき者を定める旨を追加しています。以下のアとして基盤強化法19条3項に規定する農業を担う者、イとして新たに農業を担う者、これ以外の場合は地域計画の達成に資する者へあっせんすることとしています。

次に、第5条あっせんの順位、第1項第1号の農業を営む者を第1順位とする箇所を削除しています。同条同項の第2号から第4号を削除し、第2号として農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び基盤強化法第7条各号に掲げる事業の活用を促して、あっせんを行う旨を追加しています。

次に、第6条あっせん譲り受け等候補者名簿、第1項に農業を担う者として地域計画に位置づけられている者は、いわゆる目標地図である名簿に登録されているものとみなす旨を追加しています。

次に、第7条あっせんの申出等、第1項及び第2項の農地保有合理化法人等及び農業者年金基金の文言を農地中間管理機構に修正しています。

以上、変更点をご説明申し上げましたので、意見決定をよろしくお願いいたします。

議長（上村会長）

議案第6号につきまして、事務局の説明が終わりました。いずれにせよ内容につ

いては地域計画の件、また農地中間管理機構等の農地中間管理事業等々の関連から、このあっせん基準の内容の見直しをせざるを得ないというようなことの説明であります。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第6号魚沼市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について、説明のとおり変更してよろしいかを確認させていただきます。変更してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、この変更案について決定いたします。

魚沼市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第7号魚沼市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の31ページをご覧ください。

議案第7号魚沼市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について、湯之谷地域の魚沼市上折立709番地の富永寅良さんから令和5年8月9日付けで、一身上の都合により辞任届が提出されましたので、当該委員の辞任について同意を求めます。

議長（上村会長）

この件につきまして、実は8月9日に私と事務局長の二人で本人に面談をさせていただきました。状態を確認しながらということで、本人の意思を確認させていただきました。そんなことで、この辞任の同意というようなことで、提出されたというようなことでございます。この件につきまして皆さま方からの同意を求めます。辞任について、承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第7号魚沼市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任については、求めに応じて決定することといたします。

なお、第2部会、その地域・区域内の中で、色々な活動の面で支障をきたす場合がございます。そんなことの中で代わる方を求めているというようなことで、第2部会のほうにあっせんを依頼しているところでございます。後任が決定次第、また皆さま方から承認をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

その他

特になし

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきまして、慎重審議をいただきました。これにて終了させていただきます。

（時刻は 15 時 20 分）

上記会議の内容は、令和 5 年度第 6 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 番

議席番号 番
